

# 幕末維新期の 大前と小前

—越前国坂井郡の村方紛争—

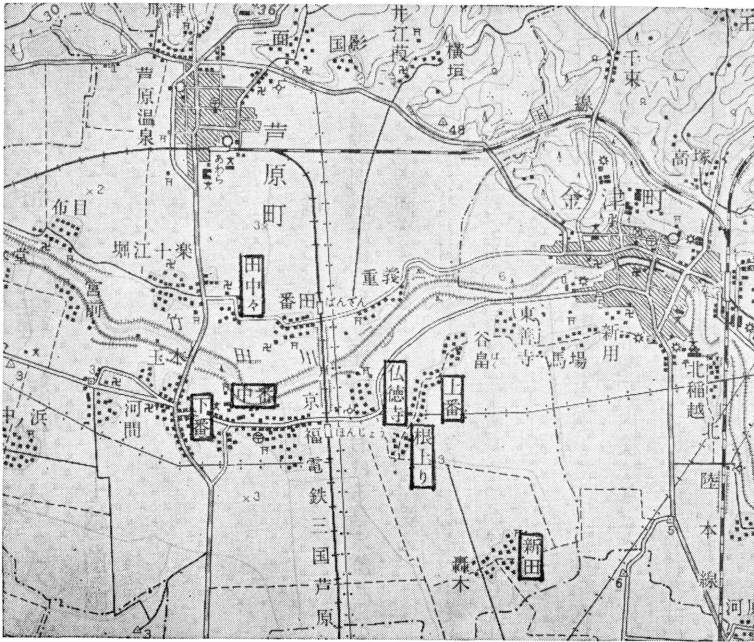
高 沢 裕 一

## はじめに

本稿は、越前国坂井郡の平野部農村における幕末維新段階の村方騒動ないし村方紛争をとりあげ、その性格と農民諸階層の要求、動向を考察しようとするものである。

なかでも、嘉永三〜四年の上番村の紛争を中心とし、それに附近の村々での紛争を加えて検討するが、上番村の一件は「畦直し」に対する小前百姓の不満をきっかけとして生じ、畦直しのやり直しを要求するとともに、村役人の不正・不直を指弾して退役を迫ったものである。この一件は、いわばありふれた事件にすぎない。名もないこの一件を名付けるとすれば、史料中の用語を考慮して、上番村畦直し仕直し一件<sup>1</sup>とでも呼ぶべきか。

「畦直し」は「畦平均」<sup>なかし</sup>、「地平均」<sup>なかし</sup>、「内検」などとも呼ばれ、いわゆる地割のことである。したがって、ここでの村方紛争の検討は割地制度として実現している近世的村落共同体を扱うことになる。しかし紛争はそれだけにとどまるものではなかった。上番村以外の例も含めて、小前は小高持、無高、または小作人としての複雑な階層的利害と彼らの結集した力量とをもって、大前ないし頭百姓と呼ばれる村落支配者層、特定には彼らの中から選ばれている当時の村役人を相手取って、年貢徴収、万雑割（盛）、小作料額、村政参加など多岐にわたる要求を行なう。したがって、



注) 国土地理院「三国」5万分の1

それらをめぐる村落共同体の幕末維新段階における問題を扱うことになる。

そこで、本稿の叙述を次の順序ですすめる。まず、上番村畦直し仕直し一件について、訴答内容と階層配置を調べ(一、二)、ついで中番村と下番村の畦直しをめぐる紛議の事例を検討して分析を深め(三)、つぎに田中々村小前の諸願一件を扱って小前の要求、運動の程度を理解し(四)、最後に下番村の越前念仏騒動へのかかわりを考えて(五)、階層対立をはらみながら成り立っている幕末維新段階の村落共同体を把えてみたいと思う。

ところで、ここで使用する史料は、筆者が芦原町史編さんのための調査で採取したものである。これを用いて本稿を執筆することを御快諾いただいた町史編さん当局の御好意に厚く感謝する次第である。ただ、このように調査自体が本稿に即した目的を設定した上で行なわれたものでなかったために、史料採取の深さに限度があり、範囲でも芦原町地域内に限定されている

点で不十分さを持つといえる。したがって今は、大よその把握を試みるという程度の限りであえて原稿にまとめたものであり、いずれ補足の機会を待たねばならない。

## 一 上番村畦直し仕直し一件

### ——訴訟方と相手方——

まず、上番村畦直し仕直し一件<sup>カ</sup>について、経過を追いながら、小前方の訴え、大前方の応答を整理し、そこにあらわれた村内諸階層の利害対立を分析しよう。本節で扱う史料はすべて現在芦原町新田の北島重志家文書であるが、一件については一部史料を欠くので内容にはつきりしない点もある。

一件の発端は、上番村の枝村である新田垣内の百姓が福井藩の預所役所へ内願したことにある。その訴状（月日不詳）は前年の嘉永二年（一八四九）の畦直しその他における村役人の新規不直を訴え、退役を要求したものであるが、内容の要点を訴状の記載順にあげると次のごとく多くの項目にわたっている。

（石代銀過徴）新田垣内では、嘉永元年の年貢米石代銀として同二年五月に高十石に銀十四匁<sup>カ</sup>ずつ取立てられた。多額なのでその暮と同三年三月村役人を問いつめたところ、計算の誤りであったことを認め、誤り証文を書いた。

（新田垣内庄屋役）上番村庄屋二人のうち、新田垣内から出す庄屋は毎年入札で選び、これ迄庄右衛門が勤めてきた。一昨年の入札で万右衛門に落札されたが庄右衛門が故障を申立て、今も勤めている。

（屋敷除地）当村では「屋敷除キ地」と申して家一軒につき古来より二十五歩ずつ無年貢で所持してきたが、八年前（天保十四年）より庄屋庄右衛門が、右の二十五歩の年貢（米一斗）を取るようになった。新法のことでは迷惑している。

（歩出し・免米引上げ）昨年畦直しの際、田方で「歩畝百歩斗り」を出し、また高十石に米式俵三斗ずつ免米を上

げたので難渋している。従来通りにしてほしい。

(苗代引地) 畦直しの際、苗代引地は高十石に三十歩ずつとする村約定であるが、我々へは約定通りにしたのに、奥左衛門・十太郎・七兵衛・庄右衛門の四人の村役人と源七・市郎兵衛の二人、計六人は高十石に百歩とも二百歩とも知らず引地した。これでは右の六人の田地は上田・早稲田勝ちになり、我々は悪田ばかりになるので約定通りになるようにしてほしい。

(玉組番外) 畦直しの際の玉組(いわゆるくじ組)は一玉五十石ずつ四十七くじと定まっており、したがって玉組は四十七番までである。ところが五十六番とか六十番とかの番外をつくった。それでは上田分を右の六人が抜取り、悪田分をはき出して我々へは悪田ばかりをあてがうことになる。

(免米高下) 畦直しの際の取揃へ・切付作業で右の六人が上田を取り、その親類や一門へ相応の場所を渡した。それはくじ引の結果でなく役人衆の「目限」でやったのであり、しかも免米は彼らの上田も我々の悪田も同免である。新規不法の致し方であるから免米に高下をつけてほしい。この畦直しは、元来奥左衛門が田地の「不陸」(陸は水平、平坦、歪みがない意)を直し平等にすると云い出して承知したものであり、その際、奥左衛門は、畦直しに不承知ということとは不陸を直すのに不承知ということだから、それは上番村約二千四百石(村高は二、三六三石九八二合)の田を盗むもので入牢と心得よと申ししたので誰も不承知を申さなかったのである。このようにして奥左衛門をはじめ右の六人が地面平均を行なったので難儀迷惑している。

(畑通い人馬道幅) 新田垣内は田の中へ離れて所在し畑に遠いが、三国街道までの「畑通い人馬通用之道」は従来鯨尺一丈の道幅であったところ、畦直しによって根幅が曲尺八尺になり、しかも多くの土を積立てたので上幅はもっと狭くなった。さらにこの道筋の奥左衛門屋敷東側の三十〜四十間程の所が四、五年以前より大堀を掘り高垣を構えたため人馬通行に大難渋しているので在来通りにしてほしい。

(印形返還) 我々の印形は先年より庄屋方へ取りあげたままで、入用の者が返すよう願っても返さない。我々へ渡すようにしてほしい。

(村役人不帰依・罷免) 右以外にも庄屋庄右衛門の不埒の筋で難儀迷惑しているので、もはや庄右衛門庄屋の下知を受けることはしないから庄右衛門の退役を取はからってほしい。奥左衛門・十太郎・七兵衛の役義も取りあげ、役外の源七を糺明して、以来正道に立ち行くようにしてほしい。

(奥左衛門取締り) 庄右衛門の強欲な勤め方の「元根」は、元村に住む長百姓奥左衛門が村内第一の身元家柄で、上番村四つの垣内一統を思うままにし、畦直し等に欲心をおこし、自分は手を下さず庄右衛門をはじめ源七までを指図しているのであるから、奥左衛門を第一に取り締ってほしい。

(内々の歎訴) 以上の「内訴」は庄右衛門に対する意趣を申かけたり、公事好みの所存ではない。しかし訴えた上は表沙汰になろうが、我々極困窮非力の小百姓には諸雑費もかかって大変であるから、助けると思って御預役所で引合ってほしい。

以上が発端となった新田垣内の「内訴」の要約である。訴えの相手として表面に出ている新田垣内庄屋庄右衛門の「不直」を主張し、そのグループ六人(のちには七名、八名になる)の名を挙げ、とくに長百姓で元村に住み村内第一の身元・家柄の奥左衛門が「元根」であると指摘して、相手方を限定している。内容では、歩出し・免米(「土代」)引上げ、苗代引地、玉組番外、免米高下の項目はいずれも前年の畦直しに関するもので、これが、主要な要求内容である。と共に、その項目より先に石代銀過徴、新田庄屋役、屋敷除地の問題が掲げられて庄屋庄右衛門の新法や不直を証拠づけようとし、ほかに畑通い道幅、印形返還の問題を加えている。ここで使用した史料は本文だけを記した写によって年月日と署名人は判明しないが、要求の内容からみても、それを村役人ポイコット・退役要求としてまとめていることからみても、新田垣内の一般農民の不満の訴えと把えてよいであろう。また、八年前の屋敷除

米問題、二年前の石代銀過徴問題もとりあげていることから、以前からくすぶりつつづけていた新田垣内一般農民の不満が、畦直しに対する不満とともに吹き出したものと推察できる。

この新田垣内の訴願が出されると、上番村内の仏徳寺、根上りの両垣内からも「小前」連名の願書が出された。内容を要約すると、近年諸色高直で盛合（万雑のこと）の費用もかさみ困っていたところ、昨年の畦平均で田地不陸が直るどころか反って不陸がひどくなって難渋迷惑した。しかし私共は小人数の垣内なので何を申しても叶えられがたいと思ひ口をとぎしていたところ、新田垣内より何の沙汰もなく内願したことを知り驚いた。よって私どもも捨て置けないので「新田垣内御歎願申上候通り之趣意ヲ以、私共両垣内も御同ニ奉御歎願」、「本村之役人共義御取替被下置候様」、と願ひ出た。すなわち、元村を除く三垣内が畦直し不満、村役人退役の点で一致して訴えることになったのである。

さて、三垣内小前の訴えをうけた預所役所は嘉永三年六月、屋敷除地、苗代引地および土代（免米）引上げの三項目について大前方に返答を求めた。その後十月に再度の返答書が出されているが、その再返答の内容から、その間に小前方から、田作疋上げ分け方、内検（畦直し）の立会が村役人のみであったことへの疑念、畦直しの仕直しの要求、小前方より庄屋を立てる要求が出されたことがうかがわれる。すなわち、小前の要求は最初より進んで、畦直し仕直し、小前方庄屋選出まで高まったのである。<sup>1)</sup>

大前方の返答、再返答の内容は大略つぎのごとくであった。

（屋敷除地）元来は年貢を取っていた。先年、年貢軽減の時に除地にしたが、その後卯年（天保十四）の幕府役人廻村の時に高十石に米一俵余ずつ増徴されたので、村中相談の上再び米一斗ずつ年貢を取ることにした。

（苗代引地）多少の不同がある理由は、高持が銘々引地を望む苗代田に立札しておく定めであるが、小作人が同じ「土代」でよいから残りの苗代田を受作したいと願ったので示談の上引地としたからである。引地を手儘に行なった

ことはないし、新田垣内の高五百石余に限り悪田になる訳がない。

(土代引上げ・小作斗代引上げ) 旱損・水損勝ちの所へ近年「打貫鉄棒」を入れたところ少しづつ水が出て用水になつたので、まだ悪田ではあるが土代を上げた。また窪んだ所へ近年泥が流れ込んで反当五俵ほども収穫のある場所ができており、さきにお上から銀二十貫匁余を拝借して窪所へ土を入れ、昨年畦直しでも「盤上」げして一体に上田になつたので、今度「小作斗代」を上げた。それ迄の下し米(小作斗代)は三〜五斗の規定量のままであつたから小作人は近年よろしくなつたのであり、高持は卯年よりの増徴や右のような経費がかさんで難儀している。

(田作茹上げ分け方) 小作人は悪田が多いというが、無毛所でも田毎に四分六分に分けているから迷惑する筋はない。それに小作人は「格別」の小作地にだけ竿入れさせ、他はさせなかつた。規定より増米になるから竿入れさせなかつたのであつて、身勝手である。

(畦直し仕直し) 新田垣内は刈上げのすんだその日から仕直しに取りかかりたいと書上げたが、昨年の畦直しは高持一同熟談の上で、新田垣内の玉頭(くじ親)も立会つて行なつたのに終了まで何も申さず、しかも畑の少ない新田垣内の者は田を畑に変えて勝手を働らきながら、今さら仕直しとは法外な申し方である。

(内検取企て) 地割は奥左衛門一人が言い出してできるような簡単なことではない。充分示談の上、故障を申さないと印形して許可を受けている。新田垣内はなぜその時に不承知を申立てなかつたのか。また村役人たち六〜七人が示し合せて企てたというが、内検のとり決めは玉頭四十七人が、源七、一郎兵衛も、また新田垣内の玉頭十人もみない日々立会に出て取りきめ通りに実施した。

(庄屋庄右衛門罷免、小前方庄屋願) 新田垣内の小前一同が庄屋庄右衛門を今後断わり、「今般小前方二而庄屋相立候様被仰付被下置候様、村方小前一同奉願候」と書上げたが、庄右衛門は入札で決つた庄屋であり、役替の時節でもない。石代銀過徴の件は、利足まで割返し誤り一札も渡して事済みになつており、屋敷地主米(除米)一件を庄右

衛門のしわざの様に云うのは不埒である。

〔村役人不直〕「不直」と申したことは捨ておきがいい。このままでは私どもは不直の者になり、その返答もできないと思われては一村が乱れる基になるので明白に吟味してほしい。

〔訴訟方〕訴訟方は新田垣内ばかりで、ほかに少々の小前どもが加わっているだけであり、「村方頭立候者とも者過半加り不申義」である。新田垣内連名の内には高持より雑家・水吞が多い。雑家・水吞は畦直しに無関係であるから願いの筋は不当である。また高持は、屋敷地主米を村盛（万雑）に入れて持高に應じて立て返したから難波の筋はないのに「雑家・水吞共ト荷担同心致シ」たのは不同である。もし雑家・婿への憐情から屋敷地主米を取らせたいのなら八年前の時点で申出るべきであった。しかも新田垣内に限り不同になるいわれはないのだから、訴訟方高持は「悉皆謀計ヲ以愚知文盲之雑家・婿ヲ欺込ミ大勢之嵩押ヲ以」て、お上へ御苦勞をかけ村方を騒がしているのである。新田垣内頭取の者を吟味し取り締ってほしい。

以上が相手方Ⅱ大前方の六月と十月の返答書の内容を順不同で要約したものである。署名人Ⅱ相手方は、訴訟方Ⅱ小前方が挙げていた六名に五右衛門が加わって七名になっている。彼らは、十太郎と庄右衛門が庄屋役、奥左衛門、五右衛門、七兵衛が組頭役で、源七、一郎兵衛は役外だが玉頭であることがわかる。

訴答内容の詳細なせんさくはさておくとして（なお後述）、大前方の戦術として注意すべきは、高持と雑家・婿・水吞（いずれも無高農民）とを区別し切り離して扱おうとしていることである。屋敷除地分の年貢が高持へは村盛で高割で立返されるが雑家・水吞へは（無高持だから）立返されないという差異、雑家・水吞Ⅱ無高農民は畦直しに係りのないことの指摘を通じて両者を区別している。この区別に立つ大前方は当然守旧的である。

さらに大前方は、訴訟方の高持が雑家・水吞を指導・組織しながら「大勢」の「小前一同」として訴訟方を構成していると扱っている。だから高持と無高持の利害のちがいを指摘するのであろう。なお、苗代引地、小作斗代引上



げ、田作刈上げ分け方で「小作人」の不満・要求への反論がなされていたことから、この小前層の性格が小作人層（小高持、無高持を含む）と類似のものであるように推測しうる。また屋敷除地分年貢（各人一斗）の村盛における高割配分、村役人層の手による畦直しの実施への疑惑——土代引上げ、免米高下、歩出し等が、一般に（彼が小作人でなくとも）小規模高持の不満・要求であったことは当然である。したがって、この一件における「小前」は小高持および無高持農民であり、またその両方にかかわる小作人層として把握することができるであろう。なお、大前方が新田垣内以外に同調者が少ないとして、三垣内小前共通のこの訴えを、新田垣内だけとの争論の形にしようとする気配も指摘できる。

こうして、この一件は次の四つの利害対立がからみ合っていると考えられる。

- 1 大高持——小高持・無高
- 2 地主——小作人
- 3 頭百姓——一般の百姓
- 4 元村——枝村

もちろん大前方が大高持、地主、頭百姓（村落支配者層で村役人の選出、被選出権を有する）であり、小前方は小高持、雑家、水呑、孀、また小作人の一般農民である。なお、元村と枝村の問題については本稿の中で深めることができないことを断わっておく。

## 二 上 番 村 畦 直 し 仕 直 し 一 件

——内 済 と 再 願 ——

さて、三垣内小前が秋に畦直し仕直しを要求してのち、いつの頃か領主の方から内済のための「扱い人」（「仲人」）

が指し入れられた。<sup>(2)</sup>内済和談は翌年二月にととのうが、その間の扱い人に対する小前方の口上書、覚書から論述の特徴、新しい要求を指摘しよう。

小前方は扱い人の仲裁が進行する過程でいくらか妥協を示しながら、「平等」―先規の法を守ることを基本的な主張とした。「乍恐別紙之覚 銘々屋敷地ト申訳」(年月不詳)では、居屋敷二十五歩ずつの除地は「古人哀憐之沙汰」として行なわれたものであり、「富貴貧福ハ世之盛衰、今日迄大高之族も無高ニ成、又細々乏敷日暮シ之者之頭分ニ相成候も互ニ目前世之習ひ」であるから、このところを考えて屋敷除地の取はからいは丸潰しにならぬよう、歩数を減ずるとか年貢を取っても下石代にするとかにしてほしい。近來の新法は服するが、屋敷除地の年貢取り立ては大高持には盛米が多く当るが小家の者は少ししか当たらないので、古への万民扶育、平等の趣旨とちがうものであるとして、「四垣内ともニ奉願上候」と記している。

そのあとに提出されたと思われる「乍恐以口上書再応奉願候」(嘉永四年、月日不詳)でも、開作の時節が迫ったので畦直し改正の扱いを急ぐよう催促しながら、畦直しは先年の「規形を相守り」、居屋敷地の件は除地とし、下し米も「是迄通、増減高之取扱決而不仕」、「地面善悪場所調、或ハ引地・玉くゝり・番外等都而悉皆万物、江幅道筋等ニ至迄、如法穩順ニ相談致合ひ」たいと述べて、従來の規定通りに戻すことを訴えている。それは小前方の妥協の結果としての最低限の基本線―新法反対であったと思われる。そしてそれが、小前方の「平等」の現実的な主張だったのであろうが、しかし、頭分百姓への疑惑を述べて畦直し改正には「別而小前中も代ルくニ惣代を入、後日至り疑論申分無之様」にしたいと要求している点は「古法」を超えた「平等」の主張であることに注目しなければならぬ(なお後述)。

その後、小前方は二月二日付で「乍恐以口上書再三奉願上候」と、三垣内小前八十四名(名前不詳)の連判で、も

はや彼岸入りで開作が目前だから「大勢の小前とも弥人氣治り不申」として二月十日迄の扱いの期限を切った要望を出し、同月中に扱いが行なわれるに至った。八十四名という多数の名を連ね、人氣が治まらぬと述べる点は「大勢」の威力を示したものと見えよう。

では、扱い人の見詰書（裁定書）の内容をみよう。見詰書「差上申和融一札之事」は訴答両方の主張点を挙げた上で裁定を下しているが、それまでの訴答の全内容を史料的に知ることができなかったので、両者の論点もごく簡単にまとめておこう。

まず、訴訟方は、①畦平均における不直なくじ引、相手方（ここでは七人）の過分な引地、小前の悪田の「石盛」（土代）引上げを理由として畦平均仕直しを要求した。②石盛引上げ（高十石に米二俵三斗）を元通りにすること。

③田方引地をすること。④屋敷地の内二十五歩を元通り無年貢にすることを訴えた。相手方は、①畦平均にくじ引の不直や手前勝手はない。「手札」を調べてほしい。②苗代引地は正確に三十歩と定めてはおらず、私どもも訴訟方の内にも少しの過引はあるので扱い人に判断を任せる。③石盛引上げは、村方惣歩の惣高への組入れ、出歩（歩出し）、窪所への土入れ、水旱地での「掘突」による熟田化、草原の開田を行なったことよって実施した。④屋敷無年貢地は途中から無年貢にしたもので近年（天保十四）畑免取増しになったので年貢を取ったと主張した。

扱い人の裁定は以下のごとくであった。①苗代引地は高十石〓四反余で一反に苗代地が十歩必要であるから、高十石につき四十歩ずつ引地すべきである。ただし嘉永二年畦直し以前の「作り尻」は引地とする。高当り以外の引地や畠原による他人への引地はできないが、嘉永二年、三年の兩年作配してきた者が引地をしたければ認めることにし、もし望まなければ誰でも引地してよい。②「田方米詰」は、この度、高十石に下し米を三石七升七合と改める。理由は草原の開田、水旱地の掘抜きによる熟田化、窪所への土入れ、泥溜りへ荒畦を押しならしての開田、惣地の熟田化とその惣高への組入れを考慮して高十石につき平均四斗ずつを増すことにする。③この度、手札を改め、玉頭四十七

人が立会って疑念のないようにくじ引きせよ。ただし、くじ引の運不運をかれこれ申しではならない。④居屋敷二十五歩の地子米一斗の件は、近年畑免増徴の訳および朱印地以外に無年貢地のある筈がないから、昨年通り納めよ。⑤今後、畑方の内検を行なう時反別を増減してはならない。⑥居屋敷二十五歩は各家とも村惣歩とし、それを下し付けて地子米を十歩当り米四升ずつ村方へ納めよ。不納すれば地面を村方へとり上げる。

この見詰書を当事者双方が承知納得して一応解決した。<sup>(3)</sup>内容は、①は但し書で嘉永二年の畦直しによる引地を既得権として認められた点で大前方に有利であり、②は大前方の主張に即して定めており、④も大前方の主張通りで⑥の規定でもさして変りはない。⑤は畑の少ない新田垣内が畦直しの際に田方を畑にした問題を現状で固定して規制したものである。そして③は畦直し仕直しでなく、くじ引の仕直しだけを認める形で小前方の要求を一部分容れている。

こうして、殆んどは大前方に有利な内容で扱い人の裁定が行なわれた。そして三月十九日より扱い人が出張して苗代引地四十歩ずつを仕分け、田面を見分し、玉頭四十七人の立会の下に手札を改め、くじ引の仕直しを行なった。なお、実際には竿入れして歩畝改めを行なったようである。<sup>(4)</sup>こうして、ようやくこの年の植付ができた。

しかし、小前方がこの結果に対して不満を持ち続けたことは当然予想され、事実、その後にも小前方の願いがつけられた。

嘉永四年十一月の「上番村小前之者共」の口上書は、内済の扱いによって畦直しが出来たので、もはやお願いはしないが、竿入歩改めを行わずに残した「赤帳」(又は「赤地印」)の分に「過歩」(又は「余地」)があるとと思われること、居屋敷地に少しでも「先規<sup>方</sup>之形」(≡除地)を以て助育和合したいからと、扱い人の再動を願い、又、来春には畑の畦直しをしたいと述べているが、赤帳の過歩の問題は、算者が、今年三月十五日に奥左衛門と七兵衛に頼まれて、畦直し仕直しの際に帳面の引地の分を惣歩に書直したことを白状した。奥左衛門は嘉永二年畦直しの際に地不足を訴えた者に対して惣歩というものはないと申しながら今更に惣歩と称するのは「過歩」が露見しないように

帳面の上で見えなくするためである、という内容である。また、同じ十一月の「上番村小前之者と<sup>5)</sup>」の惣代三名の「覚」では奥左衛門東側の道路の問題が解決していないことを取り上げて扱ひ人の見分を求めており、奥左衛門個人、または村役人に対する小前方の疑惑が決して消えていないことを知ることができる。

そして同じ文書で、「式本庄屋」の願いを立てている。それは、従来の庄屋では意見が合わず村方が治らないし、先達での検見の時にも小前が旧来通りに願っているのに七人の者は別願を立てるなどと申して、とても和合することはできない、せめて論中の間だけでも二本庄屋にしてほしいというもので、明らかに小前方庄屋を立てることを願っている。小前方は明確に大前方と対等な力を持って対峙していたといえるが、ただ、注意しておきたい点は、先述の見詰書に署名した訴訟方惣代の中に新田垣内で二年前に庄屋役に入札された万右衛門が加わっていることである。彼は庄右衛門に匹敵する高持であったと思われ、当然頭百姓の一人である。小前方庄屋は小百姓が選ばれることと同じではない。小前方の結集が広い事情には、あるいは頭百姓の中での立場の相違も含んでいるのかもしれない。

上番村畦直し仕直し一件に関する知見は以上である。また、上番村について右の諸階層の存在形態を知りうる史料もない。一件の結果も判明せず、一部に史料を欠くため経過も判然としなかったが、村内諸階層の複雑にからまった利害対立と要求内容の大よそを知りえたし、この村方騒動における小前方の力の程も大体は判断できたと思う。そこで、次には、同様の村内紛争の例を近村に求めて紹介しながら考察を深めることにしたい。

### 三 中番・下番村の畦直し一件

前節における上番村畦直し仕直し一件では、大前（大高持、地主、村役人）と小前（小高持・無高持、小作人）との対立の原因は畦直し（あるいは土代、小作料問題）および年貢諸懸りへの疑惑であったが、それに類した問題から

上番村の近村でも小前方が疑惑を示して村内紛争を生じている例が知られる。畦直しをめぐっては中番村と下番村の場合があり、その竹田川の対岸（北側）に所在する田中々村では貢租、小作料、盛、村役についての小前の要求が出されたことが知られる。それらはいずれも断片的な史料であるが、上番村一件に追加して、二、三の知見を得られるので、ここで検討する。またさらに、明治六年のいわゆる念仏騒動関係の史料のうちから、関連する点を考えたい。

まず、畦直しに関する中番村と下番村の小前の要求、動きの例をみよう。

安政七年（一八六〇）三月、中番村の小前が地割についての新法反対をかかげて連判状を作った（中番、藤井嘉右衛門家文書）その要旨は、「地置証文」（畦直しの施行細則）によって屋敷引地の不足分は畑地二升五合の所で指引きする定めであるが、頭百姓の庄右衛門が畑地四升の場所で行きたいと申したため、庄屋では決められず大庄屋に説得してもらったところ、庄右衛門は畑地二升五合の所でよいが、その代りに屋敷地不足分二百歩を自分の別家（分家）分の屋敷引地にしてほしいと望んだ。これは昔から定まった居屋敷地にあらず、またこのために内検が延引している。我々小前一統は地置証文に定めた以外に新法の願いを立てないのに「頭百姓中様」から先例をなおざりにして今更新法を願ういわれはない。だから「最早頭百姓中何様被申聞候而も、是迄地置通りも難出来候得ハ、庄右衛門二限らず、新方之義ハ道ニ不当、小前一統難相用ヒ」、よって、「新方不承知之族連判可致、其上御上様へ何茂御呼出しニ相成候而も、如親子兄弟之一致可致事、証拠のため連判書附致置申所仍而如件」。

署名は四十三人（但し、内一人は捺印なし）を数える。理由が頭百姓の一人が勝手な希望を申した程度であるのに、もはや頭百姓の云うことは聞かず、畦直しの新法は一切受けつけないという強硬な態度で連判して結果している。おそらく、他に種々のわだかまりがあったと考えざるを得ないが、史料はこの一点だけである。しかし畦直し新法反対という内容および頭百姓中を相手とする小前一統の結集という配置は、前節の上番村一件と全く同じである。したがって、上番村一件は当地域に一般に生ずる可能性を持った村方紛争の形であったと推測することができよう。

つぎに下番村でも天保四年（一八三三）に畦直しについて村方一統の一致を得られなかったことが知られる。もっとも、その記述はごく簡単なもので経過や内容はほとんど不明であるが、同年二月の濟口証文（下番、東大連家「家秘簿」）によれば次のごとくである。

永らく畦直しを行なわなかったため田地に不陸を生じたので、畦直しを村方へ申し入れたところ「村方之一方」が「困窮之時節」を理由に延期してほしいと申して、村役人中が双方と接渉したが一和に至らなかつた。それで居村の大庄屋（大連彦兵衛）が仲に入って五年後の酉年（天保八）には雪消え次第とりかかることにし、その前年の冬迄に畦直しのための諸事極め方を相談して定めるときまつた。

こうして七十人の高持が連判したが、史料では畦直しの提案者がはつきりせず、延期論者も「村方之一方」とだけ記されて不明瞭である。ただ延期論が「困窮」を理由としていることから、より困窮度の高い階層のように推測される。なお、この紛議は、予定の天保七年にも相談がまとまりにくかつたようである。すなわち、「当村疇直一件一和調兼二付十二月十日及十七日迄御組当宅（大連宅）へ出張、彦四郎（大連）差添和解、来春取懸可申一和願」という記事がみえる（東大連家「家秘簿」）。

この下番村の延期戦術は、先述の上番および中番村が畦直しを承知した上で新法に反対したのと異なっているようにみえる。

しかし、両者に共通するものを推測するとすれば、上番村一件において小作人が「格別」の場所だけ内検の竿入れをさせたが、他は増米になるのを避けて竿入れさせず従来通りの小作斗代としたという、大前方の云い分を想起したい。だとすれば、これは、小前方に畦直し反対ないし延期の要求ないし戦術を展望させる質のものといえる。そして大前方の弁論で述べられ、扱ひ人の裁定でも採用されたように、窪地への土入れ、掘突による水旱所の熟田化、泥溜りの盤上げなどによる歩出しや石盛（土代、免米）引上げ——生産力の向上がみられた事実も注意される。すなわ

ち、上番村の小前方は大前方の不直、強欲を攻撃する反面で、こうした生産力向上部分を畦直しの過程でも自分のものとして守ろうとしたと推測できる。しかし畦直しは大前方の主導において実施されて歩出し、土代引上げ、小作斗代引上げがなされ、向上部分が小前方、(とくにその地主的側面)にも吸収されたことが、双方の利害の衝突を生じた要因であったと考えることができよう。もちろん、大前方が自分たちの為に行うことから生まれる「不直」、「新法」に対する小前の疑惑、わだかまり自体を要因として無視するつもりはないが、わたしは、より基本的な要因として、この生産力向上部分の取り合いが指摘できると考える。

その場合、小前方の「古法」通りの「平等」という主張は、上番村一件の内済工作が始まってのちの妥協の戦術のなかで述べられたものであり、その「古法」とは屋敷除地、下し米などにおける「古人哀憐之沙汰」「万民扶育、平等之趣旨」を意味していた。ここでの「平等」とは階層上の差別(いわば下に厚くするという差別)をこそ要求したものである。しかし他方で、畦直し仕直しへの小前惣代の立会いや小前庄屋を立てる要求は、大前に対する小前の対等という意味での平等の主張であり、さらにいえば階層差の解消への展望を持つ性質のものである。しかもこれは明らかに新法にあたるものである。したがって古法遵守、新法反対といったことは相対的な意味を持つにすぎず、ないしは紛争の妥協過程における戦術的意味のものとして受けとれる。この二つの「平等」は、しかし小前であるあるが故に矛盾しない一つの主張たりうる。すなわち、どの「平等」も、生産力向上部分をより多く小前自身のものとし、「困窮」からの脱却をはかるための、大前に対する平等(さらには大前、小前の階層差の解消)の実現への過程の中に位置づけられる。云い方を変えれば、小前が本来的に望んだものは持高に比例しての平等化 $\parallel$ 畦直しではなく、持高の大小差それ自体を解消するための平等化であった。

それと全く同じ意味で、下番村の畦直し延期要求も生産力向上部分を小前側に保守しようとする一つの戦術たりうると考えたい。さらに云えば、この戦術の延長上には——現実には小前の自らの力で果さなかったが、明治に入って



法的に規定される——畦直しの廃止が展望されるといえよう。

ところで、これらの紛争の幕末期の段階を測るために一つ補足しておこう。下番村では、年代を遡って宝暦二年（一七五二）に地置証文を作成した時、「小百姓」十人が連判を拒否しようとしたことがあった（東大連家、宝暦二年「用水御用記録」）。その理由は、地平均の「算賃」（算者雇い賃など）の分は負担するが他の諸入用は一切負担できないということであった。このため正月六日の初寄合より度々寄合い、同月二十七日の七回目寄合いでは「頭百姓」が願書をお上へ出そうとしたが、結局「高五石以下之百姓ニハ諸入用何ニ而も懸ケ申間敷と相談」が決まり、翌日ようやく連判がすんだ。すなわち、この場合は小百姓が畦直し費用の過重負担を拒否しての頭百姓との対立であり、五石以下高持は負担をまぬがれたわけである。それは小百姓の抗争の一定度の前進であるが、これと先述天保四年の畦直し延期の主張とを比べると、小百姓十人から「村方之一方」としての勢力への成長、および経費負担の部分的拒否から畦直し自体への批判の芽ばえへの変化、部分的また消極的な姿勢から全体的また積極的な姿勢への成長として格段な差異をみることができる。

#### 四 田中々村の小前願事一件

つぎに、田中々村の小前願事を検討する前に、それに関連して、下番村における天明五年（一七八五）の庄屋役替仕法についての内済一件に簡単に触れておこう。内済証文（下番、藤井嘉右衛門家文書）によれば、庄屋平右衛門が退役する際に、「小百姓方」から庄屋を二人立てるようお願いした。理由は庄屋が一人では働きが行届かず、自然と高利の金子を借用するようになるので難儀している。庄屋を二人にすれば安い利子の金子を借りられるし、「村方不用之失墜」もなくなるなど種々申し立てた。これに対する「村方三役」の申し分は、村方「失布」（失費か）が減るのは望むことで、そのためには庄屋一本でも二本でもかまわないが、福田寺（下番村所在）の同行中だけで庄屋を立て

るのには反対である。垣内（下番村は花崎、神梨、雑間の垣内がある）毎に組合って分けるか、さもなければ従来通りに行いたいということであった。取扱った結果は庄屋二本立てと決まり、百姓組合は、どれでも小百姓の望む庄屋に付くこととなった。そしてこの改変に応じた村仕法が十カ条ばかりにわたって規定されているが、その内容はさしあたりの検討を要しないので詳細は省く。

すなわち、天明期における庄屋役をめぐる出入りは、村入用の節約、金融の円滑化などを理由としたもので、小百姓の願出ではない。直ちに小前庄屋を立てようとするものではなかったし、村政への小前惣代参加といった要求もみられない。庄屋選出権および被選出権を持つ「頭百姓」は全体として小前の攻撃対象となっていない。取扱い人は内済にあたって「双方頭百姓対談之上、申条委細承届」けるという手続きをとっていて、この一件は「小百姓方」をひきいる頭百姓と他の頭百姓との対立がむしろ表面に出ているようである。もっとも、重要事項について惣百姓が寄合って決める時は「多分之方を相用可申事」と仕法立てしていて、こうした点で数では多い小百姓に有利性を付与したともいえる。なお、幕末頃の史料では下番村庄屋は一人であり、その間に二本庄屋制が廃された理由などは不明である。

それでは、田中々村の村方騒動を検討しよう。田中々区有文書「記録」によれば、明治元年（一八六八）十二月中旬頃、田中々村の「小前一同」がつぎのようなことを願った。

- (イ) 「森帳（盛帳）之義ハ村中一統ニ為読聞呉候様願候可申事」
- (ロ) 「高拾石持方以下之分、家掛用捨之事」
- (ハ) 「何事も庄屋方ニ而三役人ニ而一切相済可申候様願出候事」
- (ニ) 「中判帳年々相渡呉候事」
- (ホ) 「御高拾石ニ付小作抔米豊凶共に米六俵と相定呉候事」

(イ) 「金銭貸借事件相頼候事」

この願い事は民政局へ宛てて出された。<sup>(10)</sup>そして翌年三月二十一日に「御代官頭」から仰渡がなされるが、その間、村内で交渉が行なわれ、村役人・頭百姓層は、次のように返答した。必要な解説を加えながら紹介しよう。

(イ)の要求に対しては小前惣代両三人へ読みかせると答え、(ロ)に対しては、高十石以下でも村役人が見立ての上で半家、四半家などの取りはからいをする<sup>(11)</sup>と答えた。(イ)について解説すると、かつて田中々村が御料(天領)であった時には田中垣内と中村垣内から出した庄屋が二人であったが、福井藩の新領になった時(文政三年)から庄屋は一人とし、田中垣内と中村垣内から各々「三役人」を出し、ほかに頭分百姓一人を立合い人として差しそえて、七人で村政を運営していた。これに対して小前は立合いの頭百姓一人をはずすよう要求したと考えられる。返答は否であった。そして小前は途中で要求を変更したようである。「記録」によれば、小前どもは福井の小道具町に住み五人扶持無役で書物などの師匠をしていて「芦田御出入」りの久連松元作と申す者を頼んで村役二人を呼寄せ「庄屋方江何事も七人之上江小前老人立会申度旨」を申し入れたと記されている。<sup>(12)</sup>すなわち小前惣代一人の村役参加要求である。これに対する返答も否であって、小前共が「上々様御屋敷立廻り、御手先様(郡奉行配下の役人)之手離れ種々様工ミ仕候者共、全ク心得違之族者、別ニ庄屋宅本相立候ハゞ宜敷候哉ニ(村役人が)相答」えた<sup>(13)</sup>とある。ここでは、上番村一件とは逆に、村役人の方から小前庄屋を立てたらどうかとあしらわれている。そして後述のごとく頭百姓層は高二十石以上の者から庄屋を選ぶことに改めたいと願ったようである。

(ニ)、(ホ)についての返答内容は記されていないが、(ニ)の「中判帳」とは、百姓別に年貢諸懸りを計算した帳簿である。また(ホ)は「村小作米」のことを指している<sup>(14)</sup>ので説明しておこう。田中々村では村持ちの田畑(反別不詳)を何人かの小前に卸し作させていた。それを村押しと呼び、その小作料が村々し米であるが、その額は元治元年以後、田方高十石につき米十俵半(畑方は大豆四俵半)と定められていた。もっとも小作人の要求によって減免も行なわれた

が、この明治元年には、十一月に少々の水腐りを理由に小作人が願って雑米七俵半に減じたところであった。それを一カ月後にさらに定額六俵にするというのは大巾な小作米減額要求である。

つきに(ハ)について説明すると、これは、この村で銀を貸付けていた者が貸銀を取り戻せず、そのため銀貸主たちが金で借りていた分が返済できなくなった。そこで前年七月中旬に銀で貸付けず金で貸付けることにしたところ、その冬以来元通り銀で貸付けてほしいと願っていたという一件である。この問題も「御屋敷方」を通じて接渉したらしい。これによって、他所から金を借りたりして村方へ銀貸しを行なう「貸方之者」がいること、借り方の返済が滞ったことがわかり、そして小前一同によって銀貸し要求がなされていることから、借り方Ⅱ小前層、貸し方Ⅱ頭百姓層と推定できる。金貸しをきらい銀貸を望む理由ははっきりしないが、銀の方が単位が小さく小前の金融に好都合であったことが考えられる。

さて、御代官頭が三月二十一日に申渡した内容はつきのごとくであった。

- 一、銀貸を金貸にするのは「天下不通」でよろしくない。金貸は金で、銀貸は銀で算用せよ。返済できなければ八月限りの借用証文を渡すこと。
- 一、中判帳は今後毎年銘々へ渡すこと。
- 一、高二十石以上の者が庄屋役を致したいとの願いは、上納が滞らない保証があれば立ててよい。
- 一、村抔し方のことはこれまでの「振合」ですること。
- 一、盛帳は二季（冬盛と夏盛）とも「五人頭」に読み聞かせること。
- 一、諸用、諸談事、御役人廻村などすべて何事も両垣内役三人に一人立会いの七人で勤めてきた通りにすること。御預り所であった時からの古例だからである。

小前方の要求は第一、二項で認められ、第五項は一部達せられたといえるが、他は通らなかった。あるいは御一新

に期待をかけての小前の出願であつたろうが、お上は「従来通り」を原則としていたのである。

田中々村小前の願事一件は、先述の上、中、下番について得た知見に加えてつぎのことを教えてくれた。すなわち、小前の要求は年貢、盛の公開、小作料引下げ、金融円滑化、そして小前の村政参加と広汎に問題をとらえていること。しかし先述の諸例と共に、小前の要求をお上へ訴願する方法で持ち出していることは、小前が封建的領主支配を桎梏として充分に認識していないことを示している。ただ、田中々村の場合、「芦田屋敷方」なるものが小前にとつて如何なる期待を寄せえたものか判然としないが、そうした裏ルートを独自に開拓して工作していることに注意すべきである。また頭百姓層が村の金融を握つて、その面でも小前支配を実現しており、大前Ⅱ貸方の者、小前Ⅱ借方の者という対置が成り立つこと。そして、小前惣代の要求は一蹴され、小前庄屋を立ててはどうかと、不可能を承知の上であしらわれたように、小前一同の結集にもかかわらず頭百姓層による村政掌握、村落支配は、領主の権力支配に支えられて未だ強固であること。ただし、持高二十石以上層が庄屋役になりうるという改変が大前方から持ち出されたことは、あるいは小前上方層部の懐柔策・小前方分断策とも推測されるが、それでも大前方の一定の妥協である点で一定の進歩のようにみえること。こうしたことが指摘できるであろう。

さて、こうした村内階層対立をかなり厳しくはらみながら、未だ崩れようとならない大前支配下の村落共同体と封建領主的支配の持続する中で、明治六年に起つたいわゆる越前念仏騒動とのかかわりを、下番村についてみることにしよう。

## 五 念仏騒動における下番村

ここで「念仏騒動」と呼称するのは、引用する史料中にみえる用語を使ったものであるが、普通には「越前宗教一揆」と呼ばれて、すでにいくつかの研究が発表されている。周知のようにこの一揆は明治六年（一八七三）三月、今

立郡におこり、大野郡、坂井郡（その九頭竜川以北）に波及した大規模な騒動である。官憲の鎮圧によってほとんど完敗して終るが、一揆勢の示した三カ条の要求が、「一、耶蘇宗門越前国中布教アルベカラズ 一、於学校蠶文学習学アルベカラズ 一、法話説経差止メ間敷事」であることなどから、その性格を護法一揆、新政反対の反動的一揆と把握する見解や地券厭棄などの点で農民的要素をみとめる見解などが出されている。しかし本稿の目的は、こうした念仏騒動自体の性格規定にはないので直接触れない。

指摘したいのは、本稿の対象地域の村々が念仏騒動に参加するか、又は参加しない迄も動揺ないし強烈な関心をもってこれに対処したことである。以下は田中々村の『記録』中に特に大きい字で記された文言である。「明治六年癸酉新曆二月廿七日、大埜町諸民数万人押掛ケ、足羽県支庁ヲ放火シ、子ノ木田村五錢屋弥三ヲ放火シ大動揺シ、同三月十三日坂南粟田部辺より六字ノ旗ヲ立、ヤソ宗門退治ト申、所々ヲ潰シ、水落問屋新右衛門ヲ焼亡、夫横越・本山境内屯シ、県庁ヲ兵隊差向ノ模様察シ引取ヲ、村々ニ而擗捕、同十五日川北一旗森田・舟橋江押寄、死人・手負数拾人、十六日針原村ニ而大乱、十七日舟寄宿江細呂木郷一旗集り、一本田村戸長山田ヲ目掛押寄ルヲ、兵隊鉄砲ニ而東善寺村紺屋参次弟ヲ打殺ス」。

また二面の小泉惣次郎家文書『年代記』にも記事があつて、「(前略)一本田むら山田方へ出掛候時、其時小銃ニ而打レシ東善寺村紺や惣次郎二男、且二面むらニ而捕へられシ人ハ中西茂左衛門長男重郎右衛門トアルことニ候、此ノ如ク各村二三、四名宛捕らレ、後日科金老人ニ付或四円、或三円取らレ候事」とある。いずれも噂話をつたなく書きとめたものであろうか、記事内容に史実に合致しない点もあるが、本稿で扱っている地域がこの大一揆の最後の波及地であり、村々の者が加わつて一本田村の戸長宅打こわしが企てられ、東善寺村の者が官憲の鉄砲で射殺され、捕縛された者もあつたことがうかがえる。

そのあと騒動参加者の捜索が行なわれ、参加者には罪金が科せられた。たとえば田中々の隣りの十楽村では二十一

人に科せられたが、七月二十三日現在で、内十一人が「極貧民」の故に一度に払い切れず、同二十九日も六人が払う手立てがなく、一部を八月末日迄延期してほしいと村方から願っている（十楽、川崎直右衛門家文書）。

さて、下番村について述べると、「念仏騒動口書帳」（下番区有文書）は次の文言である。

「指上申口書一札之事

今般村方江御出張被遊私共被召出被仰聞候儀者、当三月中頃坂井郡村々人氣騒敷候節、銘々致動揺候哉与一々御糺有之候得共、其節私村副戸長々他行止メ致、縦ヒ隣村ニ出火等見届候共猥リニ罷出様申付置、若隣村出火之節者副戸長方江駈付指図之上取防可致段申付茂有之、兼而御上様御禁制之趣村人江布告通り吃度相守、耆人も他行致者無御座候、依之乍恐銘々調印仕口書奉指上候間、万一外々々動揺杯露

頭候節ハ如何様御咎被仰付候共、其時一言之御恨ミ申上問敷候、仍而如件

これに百五名の村民と「村惣代」林十右衛門、「小前惣代」土田権左衛門が署名している。<sup>(13)</sup> この内容では、下番村の者は一人も騒動に参加しなかったことになっている。

ところが、同年「旧閏六月二十九日」付の「暴動ニ付罪金并雑（以下破欠）」と題する帳面があり（下番、野尻五郎右衛門家文書）、これは明らかに念仏騒動に関する罪金その他の経費を書上げ、負担割当を計算した帳簿である。その内容は、

「 覚

一、銀八匁

十右衛門

河間村江暴動見舞

」

の項を最初に、あちこちへ騒動の様様を見に行ったり聞きに行ったりした費用、官憲の取調べ御用で出かけた費用、村で寄合って相談した費用、この事件で格別に働いた者への見舞ないし褒美銀などを三十数項目にわたって書上げ、

そのあとつぎのごとく三十一人分の罪金（副戸長藤野市九郎が二カ月前に立て替えた）の額を記して集計している。

「 一、同三拾七貫（銀）貳百文（文） 市九郎

此暴動ニ付三拾壹人罪金、尤も壹人前三円ツゝ

一、同壹ノ百拾六匁 かへ

右利足二カ月

一、同八匁 五郎右衛門

右罪金御用受

ノ三拾九ノ八百拾五匁七分

内

拾五貫九百貳拾七匁八分八厘

此割方之義ハ左に相記し 家掛り方

引

貳拾三貫八百九拾壹匁八分貳厘

村惣高掛り

┌

総費用銀三九貫八一五匁七分のうち、ちようど四割が家掛りで割り当て、残りを高掛りで負担している。注意すべきは、三十一人の「罪金」も村として負担するというのである。

それでは、三十一人の罪金支払人はどうか。その次の項目に三十二人（うち一人には「病死ニ付罪金御免」と注記があるから差し引いて三十一人）の名が記載されているが、その項目名は「關当り人数覚」となっている。すなわち、誰が罪人になるかを村でくじを引いて決めたのである。そして、さらにつきの項目は家掛り割当分の金額と負担者の



名前が記されている。その数は七十七人。これと右の罪金支払名義人の数を合せて百八人。ちょうど当時の下番村全戸数に見合っている。したがって、くじに当たった罪金支払名義人は「罪人」となる代りに罪金を免除されたのである。くじは全村民が洩れなく引いたと思われ、慶応二年の持高（下番区有「戸籍男女人数改五人組帳」所載）と付け合せて判明した限りで云えば、右の「罪人」には村内第二位の持高で、しかも伍長惣代の五郎右衛門や頭百姓数人の名がみえ、他方で水呑もいる。

また家掛りの負担額をみると、銀四二六匁四分の割当てを受けた者が十六人で、いずれも少くとも持高十五石以上層（したがってまた頭百姓層か）と二つの寺院であり、三四一匁一分は二つの塔頭と「良庵」という名を持つ者、二八四匁二分七厘は一五石以上、二十石未満持高の五人、二三六匁八分九厘は十石く十五石持高の三人、一八九匁五分一厘は五石く十石の七人、一四三匁三厘は五石未満の高持十七人、そして九四匁七分六厘は雑家・水呑の二十六人（ただし、階層は慶応二年持高との比較による大よその推定）となっている。家掛りとはいえ、持高規模などによる階層区分によって割当てられたものと思われる。このような下番村の場合は先述の十楽村の場合と全くちがって、全く異例である。

これは、下番村では特定の騒動参加者が一人もなかったためであろうか。しかしそれではなぜ三十一人という数が数えられ、高額に及ぶ罪金をあえて支払ったのか。あるいは騒動参加がかなり多くて（副戸長の他行禁止命令は出されていたとしても）下番村全体の共同責任のように受けとめられたためであろうか。推測をたくましくすることはできるが的確に裏付ける史料はない。ただ、罪金ならびに雑用が村民全体で負担された事実だけはたしかめられた。そしてもう一つ、あるいは騒動に関連するのではないかと思われる次の史料を挙げる（下番、野尻五郎右衛門家文書）。

「 改心取極メ書一札之事

(17)  
第区五拾四区坂井郡

下番村頭百姓連名

一、村方頭分之内心得違之者有之、近来不依何事ニ村方不締りニ相成、村役等も勤り兼、段々柔弱ニ推移り氣随ニ我儘之振舞に罷成、迎も一村難立行次第ニ付、銘々打寄り示談之上今日<sub>カ</sub>改心仕、村方ヲ急度相納<sub>ル</sub>メ可申候、其内ニも心得違之者有之候而、村方寄合ハ勿論両度盛合等ニ至迄我儘申募り候者有之候節ハ、御互ニ心ヲ合セ取締致、村役人江手数相懸ケ申間敷候、尚又村役人ニおるても万事及示談ニ我儘之振舞決而致間敷候、依之改心書認為後証一札ニ印形仕相改申候処、依而如件

明治六癸酉七月 日

(十四人連印、氏名略之)

前月の末に罪金等の共同負担を行なつたばかりの時に、頭百姓だけが集まって、よほど厳しい反省を行なつたようである。何が理由かあいまいであるのは故意であろうか、何もかもだからであろうか。しかし、頭百姓の間で意見の一致しない状況が生じていたこと、そのために村中が「不締り」になつていたこと、そしてこの時、頭百姓としての資格において、村方をしっかりと治めるために「改心」すると誓つたことが書きあらわされている。

敢えて臆測することを許されるならば、これは、念仏騒動の始末がついた時点で、村落支配者層<sub>ニ</sub>頭百姓たちが自らを改める形で、彼らの村落支配態勢の立て直しを図つたものではなからうか。

とすれば、罪人のくじ引き、罪金等の共同負担(村落共同体結合の発現)は、騒動の始末に関するものである故に、頭百姓にとつて反省すべきことであつたと云え、さらに突込んで考えれば、念仏騒動に対する拘わり方について頭百姓の間に意見の相異があつたのではないかと云える。しかし敗北の時点で頭百姓の本来の立場(と観念された

視点)では念仏騒動への参加は否定されるべきものであったと思われる。おそらく、ここに小前との重要な相違点があり、したがって右の改心書は村民全体としてではなく、頭百姓だけの連判証文として作成されざるをえなかったであろう。それ故、頭百姓改心書は、同時に、それ以外の下番村民||小前に対立する(村方を急度治める)姿勢の表明文となっているのである。こうして、念仏騒動は本質的に小前のものであったと云え、その小前の大規模な騒動(動揺)が頭百姓を「動揺」させた。そして念仏騒動の敗北が頭百姓を反動的に「改心」させたと理解したのである。なお、念仏騒動の性格自体を考究する余地はなかったが、この小論の視角から云って、当時の村方騒動の性格や小前百姓の動向との関連づけのなかでそれを把握する方法も必要ではないかと思われる。

## ま と め

本稿は、越前国坂井郡内の平野部農村における幕末維新段階の村方騒動ないし紛争の数例を検討して、その性格と農民諸階層の動向を考察した。

そこで知りえたことは、まず紛争は大前(頭百姓)——とくにその村役人と小前一統との間で生じており、訴訟方の小前は小高持・無高、あるいは小作人であり、相手方の大前は村落支配者層であって、大高持あるいは地主である。一般的に想定され、また両階層の間には村内金融貸借を通じての実質的な支配関係のあることもみた。畦直しに関する訴答の内容の検討を通じて、小前方は古法遵守||平等と新法要求||平等との二つの平等を主張しているが、そこに一貫するものは、生産力向上部分を小前の側に確保する目的であり、そこに小前が自らの階層を脱却し止揚せんとする「平等」への客観的展望をみることができると考えた。したがって古法遵守、新法要求、あるいは畦直し延期は時々の戦術的位置を持つ要求形式であると考察した。

幕末維新段階における小前階層の勢力については、小前一統として比較的高い結集度を示して大前方に充分に対峙

しており、要求は畦直し、年貢収納、盛（万雑）、小作料、また村役等の広汎な問題にわたって提示していることを知った。しかし、大前による村落支配は基本的に揺がず、時にわずかの譲歩を与える程度で、封建領主の支配がそれを支え補強していることも指摘できた。そうした封建領主の権力を桎梏と認識するに至らず、要求をお上への訴願の形で持ち出す小前自体の成長度も指摘されねばならない。

そうした大枠の限界の中で、この時期当地域の小前が示した、おそらく最大の力量は、越前念仏騒動への参加においてであったと思われるが、下番村では罪人、罪金の村全体での共同負担を実現し、頭百姓層を動揺させ意見の相異を生ぜしめた。村落共同体を小前のものとする可能性を見せながらも、これはやはり特異な例であったと思われる、又、騒動敗北後は頭百姓の反動的立直りをもたらしたものと推測した。

以上が論述の要点であるが、これについて少し付言しておこう。本稿では幕末維新段階における農民内部の階層的対立を大前对小前と把握した。ただし用語例から云えば、「大前」よりもこの地域の村における村落支配階層の特定の呼称としての「頭百姓」の方が多いが、いずれも「小前」の対語である点で内容的に同じものである。わたしがここで、こうした、当時に生きて使われていた用語をそのまま用いたのは、歴史的用語の内容を充分に分析しつくすことが歴史学の概念規定のために欠かせない手続きであると考えからであるが、しかし、本稿では大前、小前の内容規定はごく不十分であった。というのは、言い訳になるが、実は本稿はこのあとさらに持高や経営形態の分析を通して農業上の階層構成を把握する手筈であったが与えられた紙数などの余裕をはるかに越えるので省いたためである。この果せなかった部分については別の機会を得たい。大ざっぱに云って、この地域では幕末期を通じて持高の分解が進み、次第に地主・小作関係が進展してくるが、他方で手作り地主・奉公人関係も存在しているという、過渡的で複雑な構成が把握できる筈である。そうした不安定で流動的な状況が村方騒動・紛争を生ぜしめたのかもしれない。

(1) 注

小前方の願書には、このほかに「是ハ反古ニ御座候」と注記されたものがあり、嘉永二年の石代銀取立て額が高十石に米二斗一升三合六才——新田垣内全体では米三俵余り取り過ぎになると思われるので庄右衛門を取調べてほしいと述べている。また提出されたと思われる再願書の一つには、本文で述べた酉年石代銀過徴のことを記した上で、「当春」(嘉永三年か)の三国湊御蔵納米が格別に過納と思われるので調べてほしいと述べている。すなわち石代銀問題を争点として拡大しようとしたと思われる。しかしそのように運ばなかったことは本文中でも明らかである。

(2)

扱いは松木村北林清左衛門と池見村嘉右衛門。

(3)

見詰書に署名した「訴訟方惣代」はつぎの十人である。安太夫、万右衛門、善右衛門、由左衛門、伊左衛門、曾平、儀右衛門、源左衛門、九郎兵衛、利左衛門。また相手方は五郎右衛門の名が新しくみえて八人となっている。ただ、これらの者の階層的指標となる持高等を知る史料はほとんどないが、年代を少しさかのぼった天保三年の新田の持高構成を参考迄に表示しておく。嘉永期の新田の持高構成はさらに分解傾向を強めていたであろうが、新田垣内には特に大高持のいない点の特徴点である。なお、天保三年当時、庄右衛門の持高は二八石五斗で新田内で第六位、万右衛門(小前方初願文中にみえ、また訴訟方惣代の一人)は三五石で第五位である。

天保3年(1832)新田の持高構成

持高階層	百姓数		持高合計	
	人	%	石	%
40石台	3	(15.8)	128.3	(37.5)
35~40石	3		109.6	
30~35 "				
25~30 "	5	(42.1)	134.0	(51.3)
20~25 "	4		90.2	
15~20 "	4		65.082	
10~15 "	3		36.	
5~10 "	6	(42.1)	38.2	(11.2)
1~5 "	9		32.4	
1石未満	1		0.3	
合計	38(100.0)		634.082(100.0)	

注)

史料は北島重志家「御年貢米金取立帳」

- (4) 嘉永四年十一月の小前方再願書に「場所悉皆御見分之上竿入ヲ以歩敵御改メ有之」云々と記していることからうかがえる。
- (5) 惣代の名は安太夫、源左衛門、佐次兵衛。
- (6) 注3参照。
- (7) 中番村の高持は明治九年に五十七人である。ここでの畦直しに関する署名者は多くは(あるいは全員が)高持であろうから、小前としての結集率は低いとはいえない。
- (8) なお、この一件は、翌年正月に高持連判の地置証文および覚書が作成されているので、話しがまとまったことがわかる(下番区有文書。下番、野尻五郎右衛門家文書)。
- (9) 扱いは中番村次郎吉と重義村五右衛門。惣百姓代として平右衛門以下十三名の署名がある。
- (10) 民政局へ出された願書の原文は不詳。また、『記録』では「七カ条」の趣を願ったと記されているが、本文のごとく六カ条しかわからない。
- (11) 芦田とは福井藩の高知席(十分の最上級)に属した芦田図書(禄高三千五百石)のことであろうか。小前と久連松とのつながりは願書等の執筆依頼先か。
- (12) 田中々村における頭百姓の数やその持高の規模などは不明である。また小前方に持高二十石以上層がいたかどうかも確かめられない。ちなみに、文政四年(慶応二年)の庄屋役は毎年改選されるとはいえ、弥次兵衛、半次郎、弥右衛門、十兵衛、宇兵衛、十右衛門の六人が各一年ないし二年の期間ずつ勤めている。但し、一定の順番はない(『記録』)。また、下番村の例であるが、幕末頃には頭百姓からくじ引きで年番として選ばれる役頭(庄屋が勤りかねるので給米七俵のところを十俵に定めていることが知られ(下番区有文書、嘉永五年、安政六年、明治二年の頭百姓連判の各一札)、役替もスムーズに行なっていくかったようである。
- (13) この「小前惣代」権左衛門は頭百姓で、慶応二年当時の持高は四一石であった。この場合は村役以外の中の代表者といった意味であろう。
- (14) したがって、この騒動についての中・富農層指導説には疑問が生ずる。論述は省くが、護法連判運動段階と、打こわし段階を区別し、各々の主体と指導のあり方の相違を考えるべきであろう。